

退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員の退職金に関する事項を定めたものである。

(退職金の支給範囲)

第2条 勤続5年以上の労働者が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。

ただし、次の各号に該当する者については適用しない。

- (1) 自己都合による退職者で、勤続5年未満の者
- (2) 就業規則第93条の規定により懲戒解雇された者
- (3) 臨時、嘱託に雇い入れた者
- (4) 再雇用した者

前項のいずれかに該当するもの、特に必要が認められた者は理事会の決定により本規程の対象とすることができる。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数に応じて定めた下表の支給率を乗じた金額とする。

勤続年数	支給率
5年～10年	1.0
10年～15年	2.0
15年～20年	3.0
20年～25年	4.0
25年～30年	5.0
30年～	6.0

就業規則第69条により休職する期間については、法人の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。

(退職金の支払方法及び支払時期)

第4条 退職金は、支給事由の生じた日から2か月以内に、退職した労働者（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年5月30日から施行する。